

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・四・二十二号男衾駅東口通り線及び三・四・二十一
号南側上町通り線

三 事業施行期間

令和五年十一月十日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字富田及び赤浜地内

ロ 使用の部分

なし